

日本STEM教育学会

会則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本学会は、日本STEM教育学会と称し、英文名をJAPAN SOCIETY FOR STEM EDUCATIONとし、英文略称をJSTEMとする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿7丁目1番7号 新宿ダイカンプラザA1018、特定非営利活動法人教育テスト研究センター内に置く。

(目的)

第3条 本学会は、これからのSTEM教育のあり方を考え、国内外の機関などとも連携して活動し、21世紀社会に必要な資質・能力の育成に寄与することを目指し、次の事業を行う。

- (1) 研究会活動、全国大会開催、シンポジウムやセミナーの開催
- (2) 論文誌、会誌、ニューズレターおよび図書の発行
- (3) 国内外の機関との連絡および協力
- (4) STEM教育に関する情報の収集や研究
- (5) STEM教育の研究、普及および活動に関する実績の表彰
- (6) その他、上記の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 学会員

(種別)

第4条 本学会の学会員は、次の3種とする。

- (1) 正学会員本学会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生学会員本学会の目的に賛同して入会した学生
- (3) 賛助学会員本学会の維持に協力する法人および団体

(入会)

第5条 学会員になろうとする者は、学会幹事の推薦を得て、所定の様式による入会申し込みをし、幹事会及び代表幹事の承認を得て、別に定める入会金および当該年度の会費を納めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第6条 学会員は次に掲げる事由により、その資格を喪失する。

- (1) 退会を届け出た場合
- (2) 会費を滞納した場合
- (3) 死亡又は解散
- (4) 除名

(退会)

第7条 学会員はいつでも退会することができる。但し、予め、1箇月以上前に学会に対して、所定の様式による退会の予告をするものとする。

(除名)

第8条 本学会の学会員が、次のいずれかに該当するときは、幹事会の決議により除名することができる。

- (1) 本学会の会則に違反した場合
- (2) 本学会の名誉を毀損した場合
- (3) 本学会の目的に反するような行為をした場合
- (4) 本学会の運営に著しく支障をきたす行為をした場合

第 3 章 役 員

(役員の設定)

第9条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事3名以上9名以内
- (2) 監査3名以内2幹事のうち1名を本学会の代表幹事とする。

(役員を選任)

第10条 幹事及び監査は、幹事会の決議によって選任する。

2 代表幹事は、幹事会の決議によって幹事の中から選定する。

(幹事の職務及び権限)

第11条 幹事は、幹事会を構成し、本会則で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表幹事は、本会則で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行する。

3 代表幹事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を幹事会に報告しなければならない。

(監査の職務及び権限)

第12条 監査は、幹事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監査は、いつでも、幹事及び使用人に対して事業の報告を求め、本学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第13条 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する幹事会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。

2 監査の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する幹事会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。

3 補欠により選任された幹事又は監査の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 幹事又は監査は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお幹事又は監査としての権利義務を有する。

(役員解任)

第14条 幹事又は監査が、次のいずれかに該当するときは、幹事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 4 章 会 議

(種別)

第15条 本学会の会議は、学会員総会及び幹事会の2種とする。

(学会員総会の構成)

第16条 学会員総会は、学会員をもって構成する。

(学会員総会の開催)

第17条 学会員総会は、幹事会が必要と認め、招集の請求をした場合に開催する。

(学会員総会の招集)

第18条 学会員総会は、代表幹事が招集する。

(学会員総会の議長)

第19条 学会員総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

(学会員総会の議事録)

第20条 学会員総会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者2名以上が記名、捺印して保存する。

第 5 章 幹事会

(構成)

第21条 本学会に幹事会を置く。

2 幹事会は、すべての幹事をもって構成する。

(権限)

第22条 幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 本学会の業務執行の決定
- (2) 幹事の職務の執行の監督
- (3) 代表幹事の選定及び解職
- (4) 会則の変更

- (5) 解散及び合併の決定
- (6) 学会員の除名
- (7) 事業報告及び収支決算の承認
- (8) 会計監査の選任又は解任、職務及び役員の報酬の決定
- (9) 入会金及び会費の額の決定
- (10) 解散における残余財産の帰属の決定
- (11) その他運営に関する重要事項の決定
- (12) 幹事会の決定事項の学会総会への報告

(招集)

第23条 幹事会は、代表幹事がこれを招集する。

- 2 代表幹事が欠けたとき又は代表幹事に事故があるときは、各幹事が幹事会を招集する。

(幹事会の議長)

第24条 幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

(決議)

第25条 幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除く幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 やむを得ない理由により幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した幹事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 幹事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した代表幹事及び監査は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 事業計画

(事業年度)

第27条 本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第28条 本学会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表幹事が作成し、幹事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第29条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、幹事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第30条 本学会の事業報告書及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表幹事が作成し、監査による監査を受け、幹事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第31条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、幹事会の議決を経なければならない。

第 7 章 会則の変更

(会則の変更)

第32条 本会則は、幹事会の全会一致の決議によって変更することができる。

第 8 章 運営事務局

(事務局の設置)

第33条 本学会に、本学会の事務を処理するため、運営事務局を設置する。

2 運営事務局には、運営事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第34条 運営事務局長及び職員の任免は、代表幹事が行う。

(組織及び運営)

第35条 運営事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

第 9 章 補 則

(細則)

第36条 この会則の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、代表幹事がこれを定める。

附 則

1. 本会則は、本学会の成立の日から施行する。
2. 本学会の設立当初の役員は、別表 1 のとおりとする。
3. 本学会の設立当初の役員任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、本学会の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
4. 本学会の設立当初の事業年度は、第 27 条の規定にかかわらず、本学会の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
5. 本学会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 28 条の規定にかかわらず、設立幹事会の定めるところによる。
6. 本学会の設立当初の入会金及び年会費は、別表 2 のとおりとする。

別表1 設立当初の役員

役職名	氏名
代表幹事	新井健一
幹事 (50音順)	赤堀侃司、安西祐一郎、石戸奈々子、 白水始、中川一史、谷内正裕
会計監査	住谷徹

別表 2 設立当初の入会金及び会費

会員の種別	入会金	年会費
正学会員 (個人)	0円	5,000円
学生学会員 (個人)	0円	3,000円
賛助学会員 (団体)	0円	1口50,000円(1口以上)